

岡山大学経済学会会則

改訂 2026年5月8日
経済学会評議員会承認

(名称)

第1条 本会は、岡山大学経済学会と称する。

(事務局の所在)

第2条 本会の事務局は、岡山大学経済学部置く。

(目的)

第3条 本会は、経済学、経営学及び会計学に関する研究・教育の振興及びその成果の普及を図り、岡山大学経済学部と同大学院社会文化科学研究科の研究・教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、以下について事業する。

1. 機関誌『岡山大学経済学会雑誌』を発行する。
2. 研究会及び講演会を開催する。
3. 岡山大学経済学部在籍する学生を対象とした学生優秀論文賞等の顕彰事業を主催する。
4. 本会則第5条普通会員①教員会員によるディスカッション・ペーパー刊行に関して支援する。
5. その他、前条の目的を達成するために事業する。

(会員)

第5条 本会は、次の会員を以て組織する。

1. 普通会員 以下の3つ(①, ②, ③)の区分に属する者
 - ①教員会員 岡山大学大学院社会文化科学研究科に所属する経済学系教員
 - ②学部生会員 岡山大学経済学部在籍する学生
 - ③院生会員 岡山大学大学院社会文化科学研究科に在籍し、上記①経済学系教員の指導を受けている院生
2. 特別会員 前項①教員会員で退職した教員、及び経済学・経営学・会計学に関する研究分野に従事している、または従事していた岡山大学教員。ただし、入会に際しては運営委員会の承認を得ること
3. 準会員 岡山大学経済学部の卒業生、岡山大学大学院社会文化科学研究科(大学院文化科学研究科と同経済学研究科を含む)の修了生、及び上記以外で本会に入会を希望する者。ただし、この三者の入会に際しては本条第1項①教員会員または前項の特別会員の1名以上の推薦を得、かつ運営委員会の承認を得ること

(総会)

第6条 本会は、年1回総会を開催する。総会において決算および予算の報告を行う。

(会長)

第7条 本会には、会長をおく。

1. 会長は、評議員の互選によるものとする。任期は1年とするが、再任を妨げない。
- 2 ①会長は、評議員会と運営委員会を召集し、本会の運営・管理を統括する。
②会長は、毎年、総会において収支決算の報告と予算案の提案を行い、その承認を得なければならない。
3. 会長が本会の運営・管理を統括するに支障をきたした場合には、年度始めに運営委員によって互選される副会長がこれを代行する。

(評議員会)

第8条 本会には、評議員会をおく。

1. 評議員は、本会則第5条1①の教員会員とする。
2. 評議員会は、前項の評議員を以てその構成員とする。
3. 評議員会では、本会の運営・管理について議決する。
4. 評議員会は、評議員の過半数の出席によって成立し、その出席者の過半数によって議決する。
5. 評議員会は、年1回以上開催する。

(委員)

第9条 本会は、本会則第4条の事業を行うために次の委員をおく。委員は、経済学部教授会によって決定するものとする。任期は1年とするが、再任を妨げない。

1. 運営委員

- ①運営委員は、運営委員会を組織し、本会則第4条の事業を執行するために審議、企画等を行う。
- ②運営委員会の委員長は、本会の会長が兼任する。
- ③運営委員会には、本会の事業を推進するために編集委員、庶務委員、会計委員及び研究会委員等を設置することができる。
- ④運営委員会は、機関誌『岡山大学経済学会雑誌』への投稿原稿の査読に関する審査委員会を設置するために、会員等に委嘱することができる。
- ⑤運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席によって成立し、その出席者の3分の2以上の同意によって議決する。
- ⑥運営委員の数は、若干名とする。

2. 監査委員

- ①監査委員は、本会の依頼に基づいて本会の会計を監査する。
- ②監査委員の数は、若干名とする。

(会費)

第10条 会員は、入会の時期に関わらず評議員会で定める年額の会費を納付するものとする。その金額は、本会則第5条の会員区分ごとに次の表の通りとする。また、会費の返還については、その納付が重複する場合を除いて行わないものとする。

表. 会員の会費

会員区分	金額(年額)	納付時期等
1. 普通会员		
①教員会員	5,000円	毎年, 所定時期に納付する。
②学部生会員※1	2,500円	入学時に修業年限分を全額納付する。ただし, 2年次転学部生は3年間分を全額一括納付し, 3年次編入生は2年間分を全額一括納付する。
③院生会員※1	2,500円	入学時に修業年限分を全額納付する。
2. 特別会員	5,000円	毎年, 所定時期に納付する。
3. 準会員	5,000円	毎年, 所定時期に納付する。

※1 学部生会員と院生会員の金額については, 2014(平成26年)4月以降の入学者について適用する。

(決算期間)

第11条 本会は, 4月1日を開始とし, 翌年3月末日までの期間を決算期間とする。ただし, 移行期間として, 2021年度の決算期間は, 2021年5月1日から2022年3月31日までとする。翌2022年度の決算期間は, 2022年4月1日から2023年3月31日までとし, 2023年度以降の決算期間は前年度に準ずる。

(会員の権利)

第12条 会員は, 次の権利を有する。

1. 本会によるその他の印刷物の配布や配信を無料ないし特価で受けること
2. 本会の事業に参加すること
3. 機関誌『岡山大学経済学会雑誌』について, 次の条件に基づいて投稿できること
 - ①普通会员の教員会員は, 任意で投稿することができること
 - ②普通会员の院生会員で, 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程に属する会員が投稿する場合, 教員会員と連名の共著であること
 - ③普通会员の院生会員で, 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程に属する会員が単著論文を投稿する場合, 査読の対象となり, その投稿原稿の掲載の可否については運営委員会が委嘱した審査委員で構成される審査委員会の査読結果に基づき, 運営委員会で決定すること
 - ④特別会員は, 任意で投稿することができること
 - ⑤準会員が投稿する場合, 査読の対象となり, その投稿原稿の掲載の可否については, 運営委員会が委嘱した審査委員で構成される審査委員会の査読結果に基づき, 運営委員会で決定すること

(退会)

第13条 会員が次の各項の一に該当する場合には, 退会の扱いとする。

1. 普通会员の教員会員がその所属から離籍した場合には, 本会決算終了時期を以て自動的に退会とする。ただし, この場合, 既に納付された会費については返還しない。

2. 普通会员の学部生会員はその卒業を以て自動的に退会とする。ただし、卒業前に退会した場合にも既に納付された会費については返還しない。
3. 普通会员の院生会員はその修了を以て自動的に退会とする。ただし、修了前に退会した場合にも既に納付された会費については返還しない。
4. 特別会員が継続して2年以上会費を滞納した場合には、本会決算終了時期を以て自動的に退会とする。
5. 特別会員が運営委員会に退会を申し出た場合には、任意に退会することができる。ただし、この場合、既に納付された会費については返還しない。
6. 準会員が継続して2年以上会費を滞納した場合には、本会決算終了時期を以て自動的に退会とする。
7. 準会員が運営委員会に退会を申し出た場合には、任意に退会することができる。ただし、この場合、既に納付された会費については返還しない。

(その他)

第14条

1. 本会則の改正及び本会則に定めのない事項については、運営委員によって起案されたものを本会則第7条の評議員会によって議決する。
2. 本会の運営・管理に関する事務手続き等の詳細については、別紙の内規に定める。

附則(2026年5月8日経済学会評議員変更認可)

この会則の変更は、2026年8月1日から施行する。